

令和5年度 保育所入所案内(3~5歳児)

4月から保育所へ入所を希望される方の申込受付を行います。

- 募集対象児童** 町内に住所を有し、家庭内において日々の保育に欠ける次の児童
- 3歳児(平成31年4月2日~令和2年4月1日の間に生まれた児童)
 - 4歳児(平成30年4月2日~平成31年4月1日の間に生まれた児童)
 - 5歳児(平成29年4月2日~平成30年4月1日の間に生まれた児童)

受付期間 令和5年1月6日(金)~1月20日(金)まで

提出書類 入所申込書のほか、父母の就労証明書などが必要です。
※入所申込書等は、住民課・各支所地域振興課にごさいます。

■お問合せ 住民課 ☎22-1701 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505

令和5年度 学童クラブ入所案内

令和5年4月から学童クラブに入所を希望される方の申込受付を行います。

受付期間 令和5年1月16日(月)~1月31日(火)まで

入所説明会 日 程	学童クラブ名	日 時	場 所(各学童保育実施場所)
	かわべ西学童クラブ	1月10日(火) 19:00~	川辺西小学校 グラウンド東側、プレハブ教室
	わさ学童クラブ	1月11日(水) 19:00~	和佐公民館 2階
	なかつ学童クラブ	1月12日(木) 19:00~	健康管理センター
	みやま学童クラブ	1月13日(金) 19:00~	山村開発センター 1階

提出書類 入所申込書、父母の就労証明書など

※入所申込書等は役場住民課、各支所地域振興課または入所説明会でお受け取りください。町ホームページにも掲載しています。
※説明会に参加ご希望の方は、事前に住民課へご連絡ください。

■お問合せ 住民課 ☎22-1701 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505

日高川町でマイホーム取得!

若者定住促進新築住宅取得支援事業補助金制度をご活用ください。

日高川町では、町内に自らが定住する目的で新築住宅等を取得する若者に、その費用の一部を補助します。そして、若者の定住を促進するとともに人口減少を抑制し、地域の活性化を図ります。

◎申請できる方

- 町内に新築住宅等を取得し定住する意志のある方で、次のいずれかに該当する方
- (1)住宅取得日において18歳以上39歳以下の方
 - (2)中学生以下の子と同居し扶養する方

◎補助対象となる経費と補助金額

- 補助金額 上限130万円(対象経費の10%以内)**
- ・新築住宅の建築費用
 - ・未使用の建売住宅の購入費用
- ※住宅取得日から1年以内に申請が必要です。

(注)今年度の申請締切は令和5年3月15日(水)となっています。

その他の条件等がありますので、町ホームページをご覧ください。下記までお問合せください。

■お問合せ 企画政策課 ☎23-9511

最大
130万円
補助!!

ソーラー+蓄電池で
さらに
最大**20万円**
(要件あり)



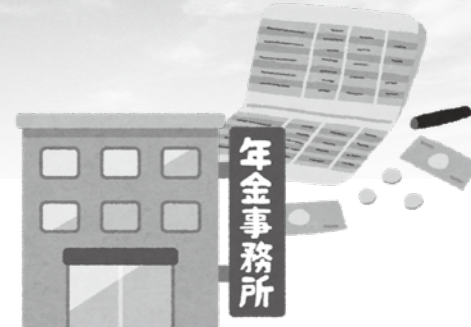
20歳になったら 国民年金

国民年金は、やがて訪れる長い老後や生活の安定を損なうような万が一の事態に備え、保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。

◆国民年金の加入手続きは必要なの?

20歳になったら日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」や納付書等により、国民年金に加入したことのお知らせが送付されます。

ただし、令和元年9月以前に20歳になった方や、最近海外から転入された方などは、届出が必要になりますので、住民課・各支所地域振興課および出張所、または年金事務所で直接お手続きください。



◆毎月の保険料はいくら?

国民年金保険料(定額)は**月額16,590円(令和4年度)**です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。また、定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、将来の老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。



◆納付方法は?

納付書と口座振替、クレジットがあり、口座振替は窓口での現金納付やクレジットに比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引き落とされる翌月末振替とその月の月末に引き落とされる当月末振替(早割)があり、早割は月額50円が割引されます。口座振替で前納制度をご利用される場合は現金での前納に比べてさらに割引率が高くなります。

◆払うのが困難なときはどうすればいいの?

保険料の納付が猶予される制度があります。

50歳未満の方は

「納付猶予制度」を利用できます。

本人と配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が猶予されます。

学生の方は

「学生納付特例制度」を利用できます。

本人の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が猶予されます。なお、申請する際には、学生証など学生であることの証明が必要です。

納付猶予等の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢年金額が少なくなります。ただし、これらの期間分の保険料は、10年以内であれば、申出によりあとから納めること(追納)ができます。(※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合には、経過期間に応じて加算額が上乗せされます。)保険料を未納のまま放置すると、年金を受け取ることができない場合があります。保険料を納めるか、納付猶予や学生納付特例の申請をしてください。

■お問合せ 住民課 ☎22-1701